

横浜市

桜木町駅・馬車道駅・関内駅・伊勢佐木長者町駅・日本大通り駅周辺地区 道路特定事業計画

— 概要版 —

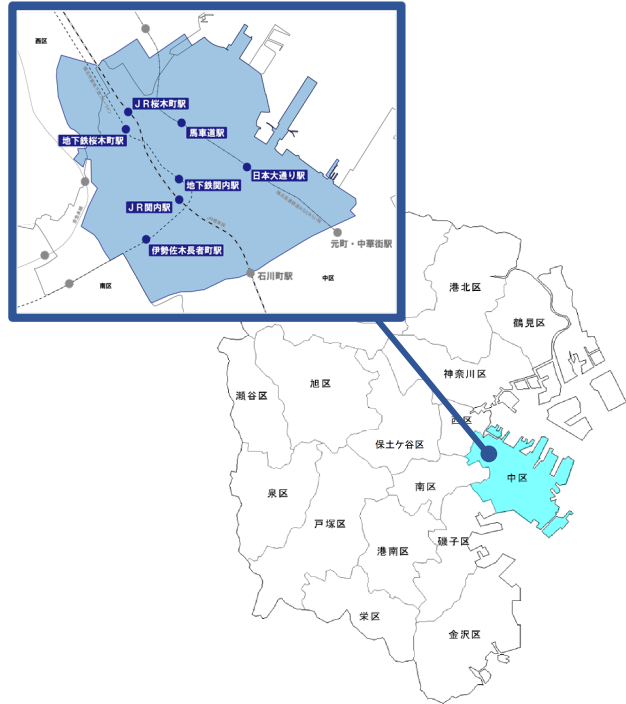
横浜市では、平成18年12月のバリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）の施行を受け、誰もが自立した日常生活や社会生活を営むことができる環境を整備するためにバリアフリー施策を推進しています。

中区では平成16年（2004年）8月に「関内駅周辺地区交通バリアフリー基本構想」を作成し、駅周辺のバリアフリー化を進めてきました。

この基本構想の策定から約18年が経過し、関内駅周辺地区の見直しに加えて、重点整備地区の範囲を、桜木町駅・馬車道駅・日本大通り駅・伊勢佐木長者町駅周辺まで拡張した、新たな基本構想の検討を進め、「中区バリアフリー基本構想」を作成しました。

今回、この基本構想の実現に向け、「横浜市桜木町駅・馬車道駅・関内駅・伊勢佐木長者町駅・日本大通り駅周辺地区道路特定事業計画」を策定しました。

今後、この計画に基づき事業を実施していきます。



● 道路特定事業計画とは

「道路特定事業計画」とは基本構想で定められた重点整備地区内において、道路管理者が基本構想に沿って以下の事項を定めるものです。

- 道路特定事業を実施する「道路の区間」
- 区間ごとに実施すべき道路特定事業の「内容及び実施予定期間」
- その他道路特定事業の実施に際し「配慮すべき重要事項」

基本構想における重点整備地区とバリアフリー化を図る経路

中区バリアフリー基本構想では、桜木町駅・馬車道駅・関内駅・伊勢佐木長者町駅・日本大通り駅周辺地区において、重点整備地区、生活関連施設及び生活関連経路が定められています。

■生活関連施設とは

高齢者、障害者等が日常生活または社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他施設のことです。

主として、

- (1) 高齢者や障害者等を含む不特定多数の人がよく利用する施設であること。
 - (2) その施設へ至るまで、関内駅（JR・地下鉄）、桜木町駅（JR・地下鉄）、馬車道駅、日本大通り駅、伊勢佐木長者町駅から徒歩圏内（概ね500m～1km圏内）であること。
- という条件を満たす施設です。

■生活関連経路とは

生活関連施設相互間の経路のことです。

重点整備地区と生活関連施設及び生活関連経路の位置については、道路局道路政策推進課のホームページに記載されています。「中区バリアフリー基本構想」で検索してください。

- 目標年次
原則として、2027年度までを目標に整備を実施します。
- 整備レベルの設定
地域特性や現況のデザイン、周辺沿線状況に配慮して、改修等の整備レベルを設定します。
なお効果的に整備するために、他事業者との連携や整合を図るとともに、歩行空間の連続性に配慮します。
- 整備基準
「横浜市移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例」及び「横浜市福祉のまちづくり条例」で定める基準を基本とし整備を実施します。

①個別経路の事業計画

【桜木町駅周辺地区】

【桜木町駅周辺地区 概算数量・事業予定年度一覧】

経路・区間					事業内容と事業量																事業実施に際して配慮すべき重要事項		
経路名称 事業区間		事業延長	生活関連施設	生活関連経路	歩行空間の確保	道路構造の改修				視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				その他				2024	2025	2026		2027	
						歩道の拡幅	車道の改修	歩道の改修			経路誘導の連続敷設		交差点等の部分敷設		植栽撤去	植栽撤去の伐根	誘導表示を設置						エレベーターへの音声内容の変更
								全面改修	部分改修	平坦部の確保	新設	改修	新設	改修									
		m			m	m2	m	m2	箇所	m	m	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所				
経路1	栄本町線	570		●									4										
経路7 経路8 経路9	西戸部第327号線 紅葉坂第7150号線 西戸部第320号線	1035		●						429													
経路13	西戸部第410号線	165		●			330							5	1								
経路17	桜木町駅前歩道橋	100		●												1							
経路19	西戸部第560号線	150		●						150						2							

道路特定事業の整備計画

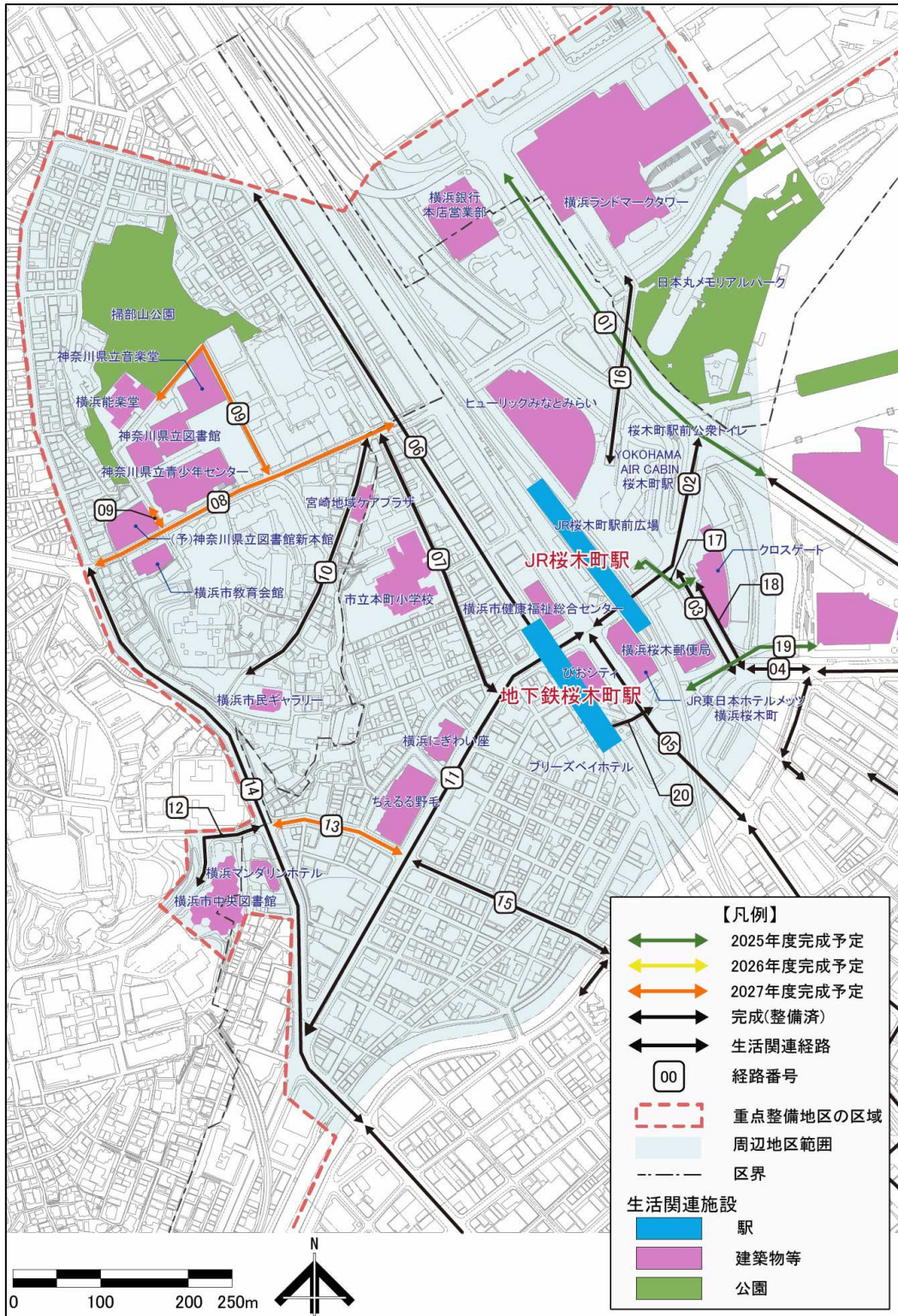
重点的・一体的にバリアフリー化を図るため、事業を実施する経路について、次のとおり計画します。

- ①個別経路の事業計画
- ②道路特定事業計画の対象経路

なお、他事業者との調整や予算等により必要に応じて計画を見直します。

②道路特定事業計画の対象経路

【桜木町駅周辺地区】



【横浜市建業局都市計画基本図データ（地図情報レベル2500）により作成】

①個別経路の事業計画

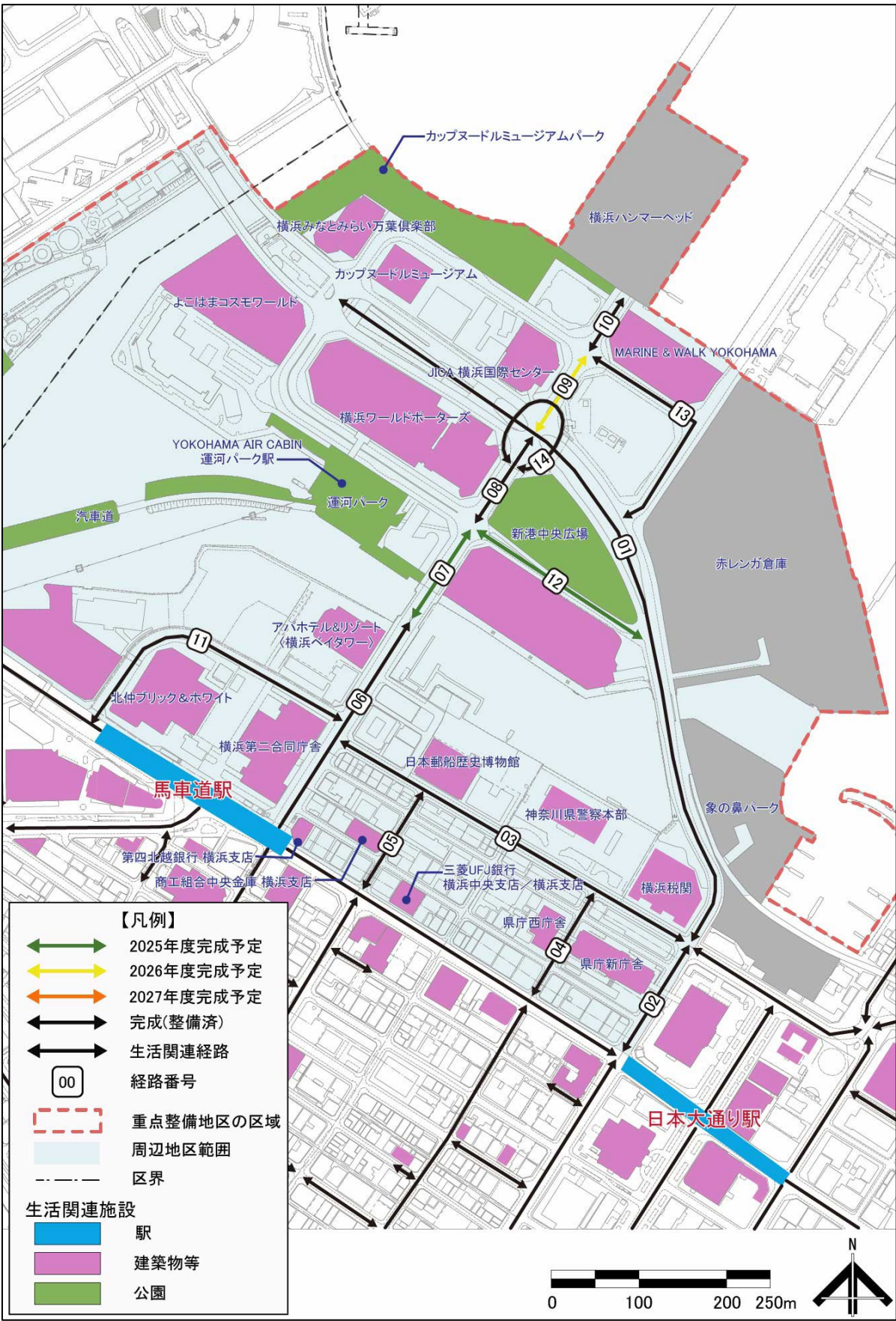
【馬車道駅周辺地区】

【馬車道駅周辺地区 概算数量・事業予定年度一覧】

経路・区間					事業内容と事業量														事業実施に際して 配慮すべき 重要事項		
経路名称 事業区間		事業 延長	生活 関連 施設	生活 関連 経路	歩行 空間 の 確保	道路構造の改修			視覚障害者誘導用 ブロックの敷設・改修				その他		2 0 2 4	2 0 2 5	2 0 2 6	2 0 2 7			
						歩道 の 拡 幅	車道 の 改 修	歩道の改修			経路誘導の 連続敷設		交差点等の 部分敷設							道路 縁石 の 補 修	新設車 止 び 移 の 設
								全面 改 修	部分 改 修	平たん 部の 確保	新設	改修	新設	改修							
経路7	新港第7号線	90		●				292										占用企業者による復旧 工事との調整が必要で ある。			
経路9	新港第3号線	90		●				142													
経路12	新港第2号線	235		●				121				4	34	4							

②道路特定事業計画の対象経路

【馬車道駅周辺地区】



【横浜市建築局都市計画基本図データ（地図情報レベル2500）により作成】

①個別経路の事業計画

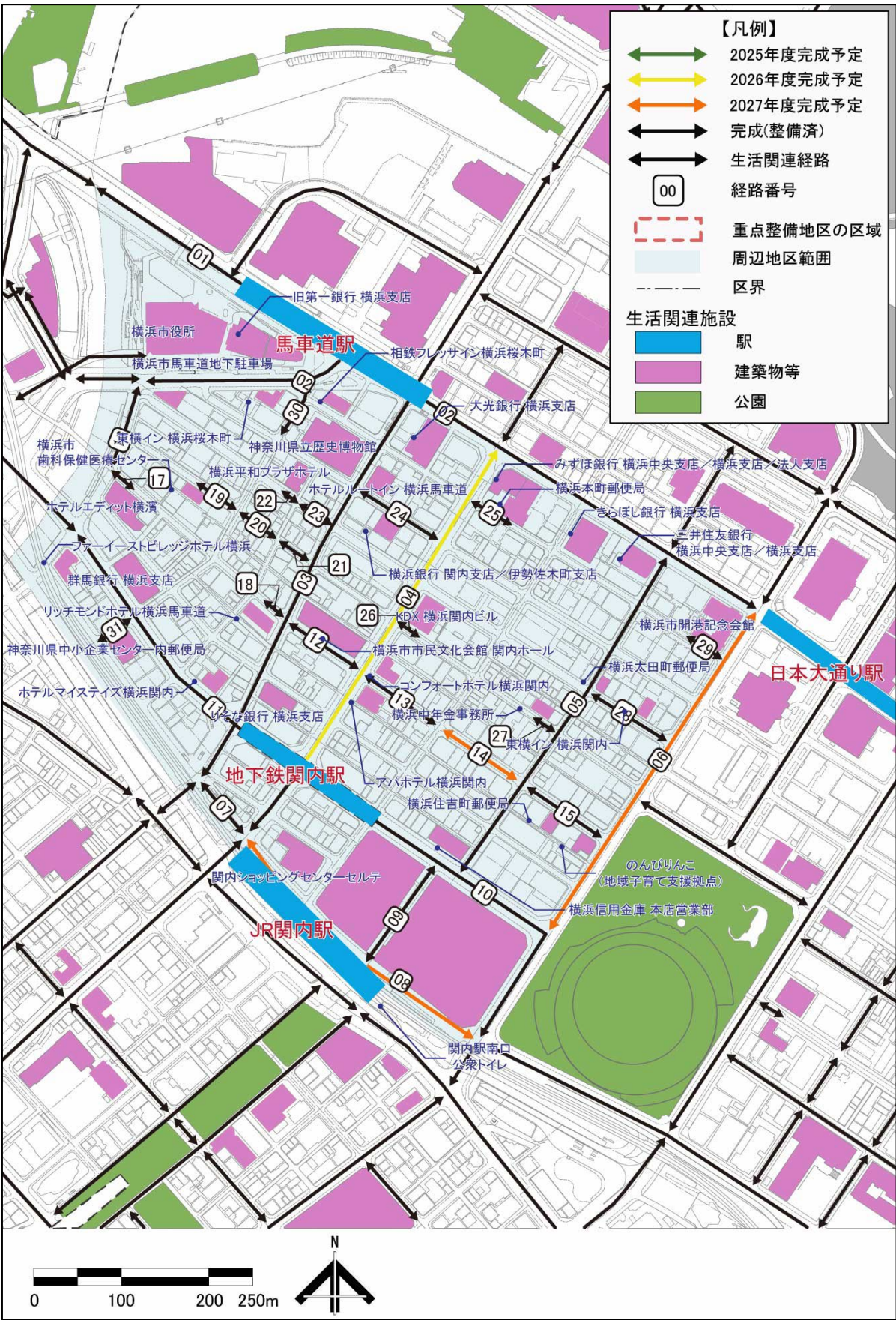
【関内駅周辺1地区】

【関内駅周辺1地区 概算数量・事業予定年度一覧】

経路・区間				事業内容と事業量														事業実施に際して 配慮すべき 重要事項
経路名称 事業区間	事業 延長	生活 関連 施設	生活 関連 経路	歩行 空間 の 確保	道路構造の改修			視覚障害者誘導用 ブロックの敷設・改修				その他	2 0 2 4	2 0 2 5	2 0 2 6	2 0 2 7		
					歩道 の 拡 幅	車道 の 改 修	歩道の改修			経路誘導の 連続敷設		交差点等の 部分敷設					車 止 め の 移 設	
							全面 改 修	部分 改 修	平 た ん 部 の 確 保	新 設	改 修	新 設	改 修					
														m	m2	m		
経路4	市道尾上本町線	430	●						1				4					
経路6	新港第78号線	470	●	470														みなと大通り及び横浜 文化体育館周辺道路 (みなぶん)の再整備事 業にて実施。
経路8	山下町第5号線	145	●							13	227							関内駅前地区第一種市 街地再開発事業等との調 整が必要である。
経路14	新港第60号線	110	●										8	8				

②道路特定事業計画の対象経路

【関内駅周辺1地区】



【横浜市建築局都市計画基本図データ（地図情報レベル2500）により作成】

①個別経路の事業計画

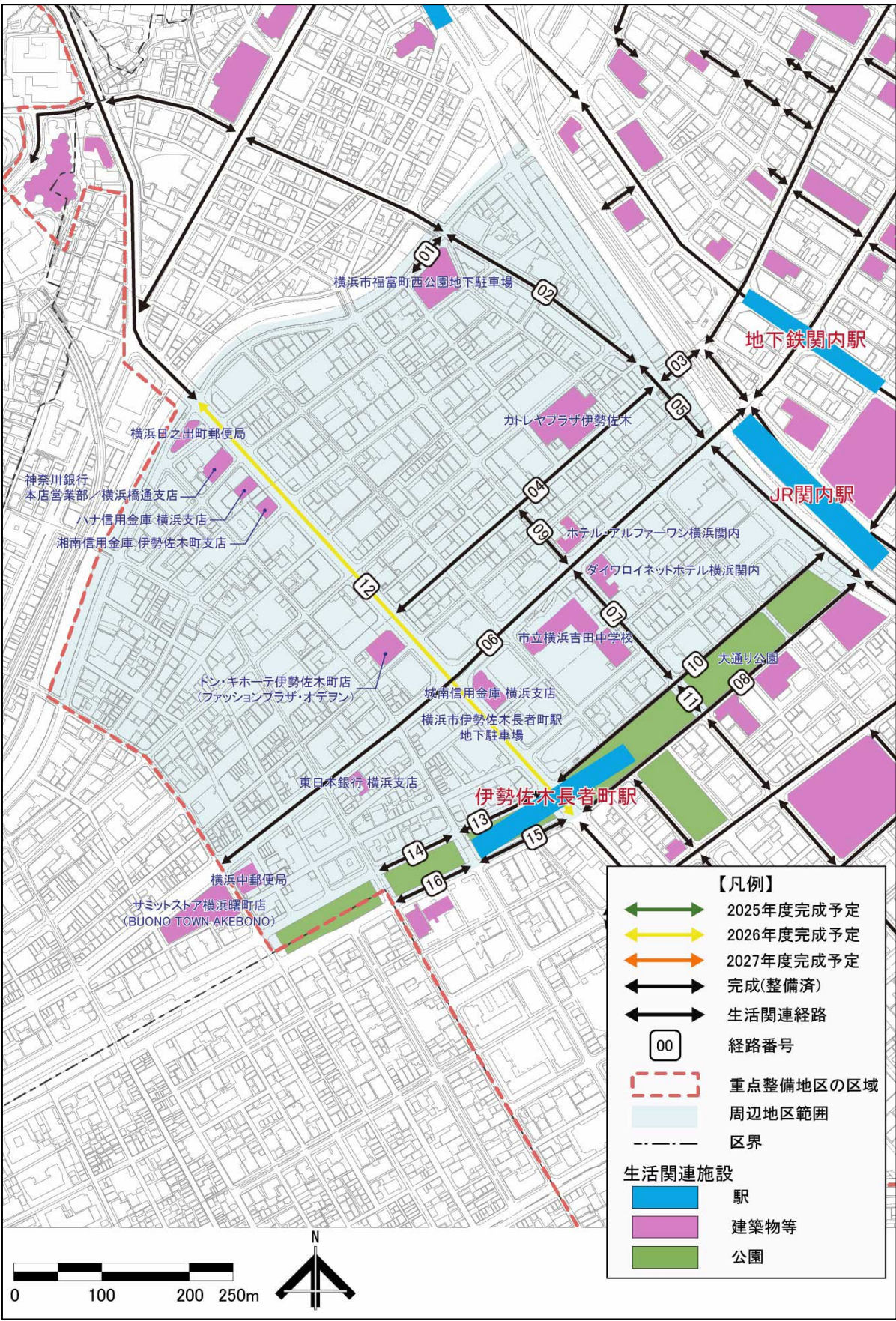
【関内駅周辺2地区】

【関内駅周辺2地区 概算数量・事業予定年度一覧】

経路・区間					事業内容と事業量														事業実施に際して 配慮すべき 重要事項	
経路名称 事業区間		事業 延長	生活 関連 施設	生活 関連 経路	歩行 空間 の 確保	道路構造の改修			視覚障害者誘導用 ブロックの敷設・改修				その他	2 0 2 4	2 0 2 5	2 0 2 6	2 0 2 7			
						歩道 の 拡 幅	車道 の 改 修	歩道の改修			経路誘導の 連続敷設		交差点等の 部分敷設					車止 めの 移 設		
								全面 改修	部分 改修	平たん 部の 確保	新設	改修	新設							改修
		m			m	m2	m	m2	箇所	m	m	箇所	箇所	箇所						
経路12	横浜駅根岸線	650		●					2											

②道路特定事業計画の対象経路

【関内駅周辺2地区】



【横浜市建築局都市計画基本図データ（地図情報レベル2500）により作成】

①個別経路の事業計画

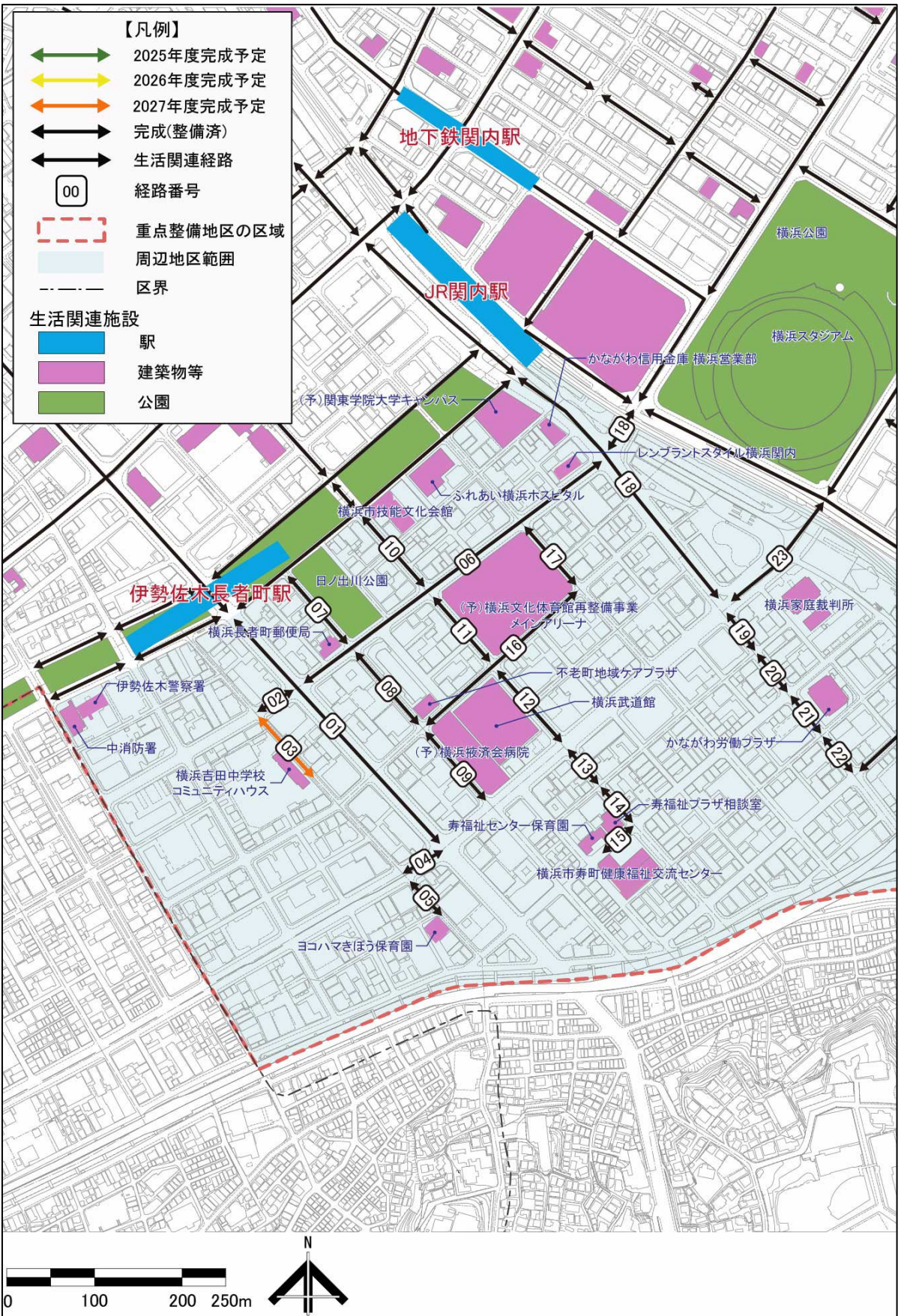
【伊勢佐木長者町駅周辺地区】

【伊勢佐木長者町駅周辺地区 概算数量・事業予定年度一覧】

経路・区間					事業内容と事業量												事業実施に際して 配慮すべき 重要事項		
経路名称 事業区間		事業 延長	生活 関連 施設		歩行 空間 の 確保	道路構造の改修				視覚障害者誘導用 ブロックの敷設・改修				2 0 2 4	2 0 2 5	2 0 2 6		2 0 2 7	
						歩道 の 拡 幅	車道 の 改 修	歩道の改修			経路誘導の 連続敷設		交差点等の 部分敷設						
								全面 改修	部分 改修	平たん 部の 確保	新設	改修	新設						改修
		m			m	m2	m	m2	箇所	m	m	箇所	箇所						
経路3	伊勢佐木町第339号線	265		●					1										

②道路特定事業計画の対象経路

【伊勢佐木長者町駅周辺地区】



【横浜市建築局都市計画基本図データ（地図情報レベル2500）により作成】

①個別経路の事業計画

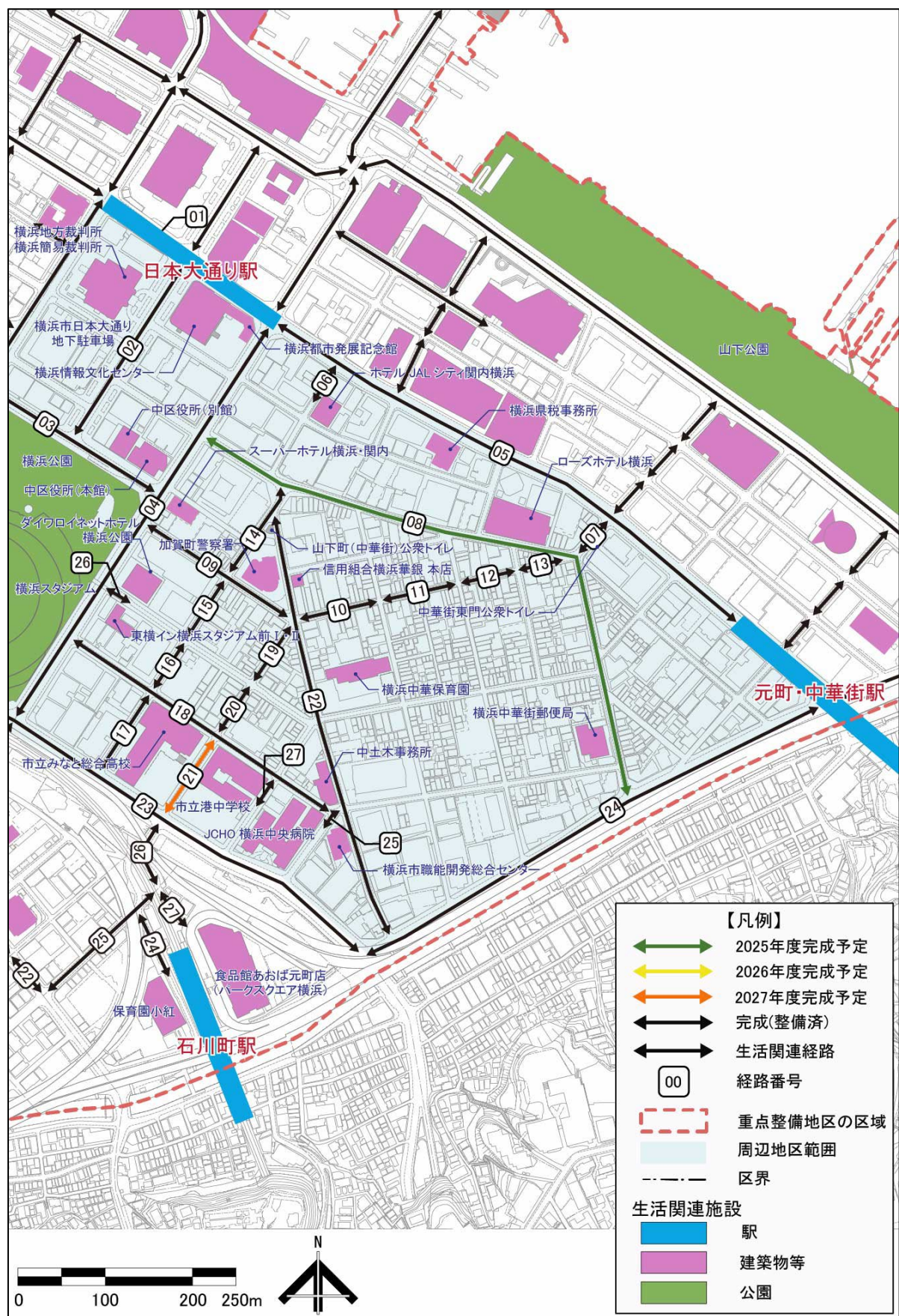
【日本大通り駅周辺1地区】

【日本大通り駅周辺1地区 概算数量・事業予定年度一覧】

経路・区間				事業内容と事業量															事業実施に際して 配慮すべき 重要事項		
経路名称 事業区間	事業 延長	生活 関連 施設	生活 関連 経路	歩行 空間 の 確保	道路構造の改修				視覚障害者誘導用 ブロックの敷設・改修				その他		2 0 2 4	2 0 2 5	2 0 2 6	2 0 2 7			
					歩 道 の 拡 幅	車 道 の 改 修	歩道の改修			経路誘導の 連続敷設		交差点等の 部分敷設		高 さ 調 整						境 界 杭 の	根 上 が り の 対 策
							全 面 改 修	部 分 改 修	平 た ん 部 の 確 保	新 設	改 修	新 設	改 修								
経路8	山下町第17号線	730	●				13														
経路21	山下町第70号線	110	●			220															

②道路特定事業計画の対象経路

【日本大通り駅周辺1地区】



【横浜市建築局都市計画基本図データ（地図情報レベル2500）により作成】

①個別経路の事業計画

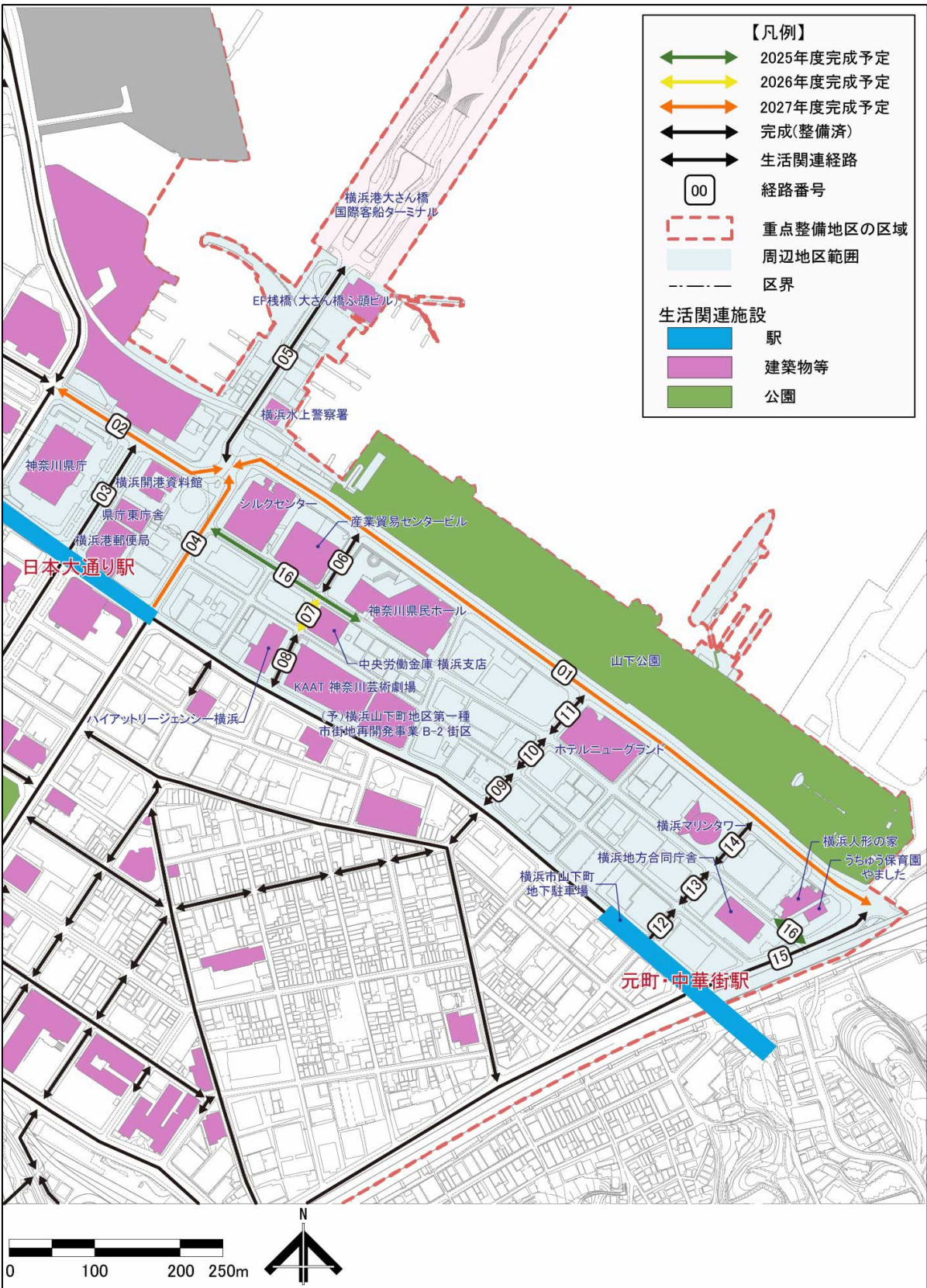
【日本大通り駅周辺2地区】

【日本大通り駅周辺2地区 概算数量・事業予定年度一覧】

経路・区間					事業内容と事業量														事業実施に際して 配慮すべき 重要事項	
経路名称 事業区間		事業 延長	生活 関連 施設	生活 関連 経路	歩行 空間 の 確保	道路構造の改修			視覚障害者誘導用 ブロックの敷設・改修				その他		2 0 2 4	2 0 2 5	2 0 2 6	2 0 2 7		
						歩 道 の 拡 幅	車 道 の 改 修	歩道の改修			経路誘導の 連続敷設		交差点等の 部分敷設							高 さ 調 整 の 境 界 杭 の 根 上 が り の 対 策
								全 面 改 修	部 分 改 修	平 た ん 部 の 確 保	新 設	改 修	新 設	改 修						
経路1	山下本牧磯子線	915		●										5						
経路2	海岸通	265		●				24												
経路4	市道山下高砂線	190		●										2						
経路7	新港第85号線	45		●										2						
経路16	新港第82号線	220		●						79								県民ホールの改修に伴い、配置計画の調整の必要がある。		

②道路特定事業計画の対象経路

【日本大通り駅周辺2地区】

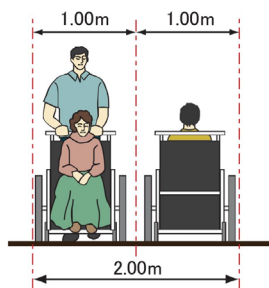


【横浜市建築局都市計画基本図データ（地図情報レベル2500）により作成】

主な整備基準

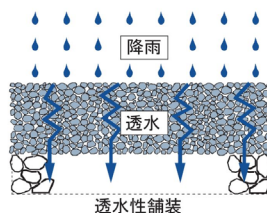
■ 歩道有効幅員

- 歩道の有効幅員は2m以上確保する。



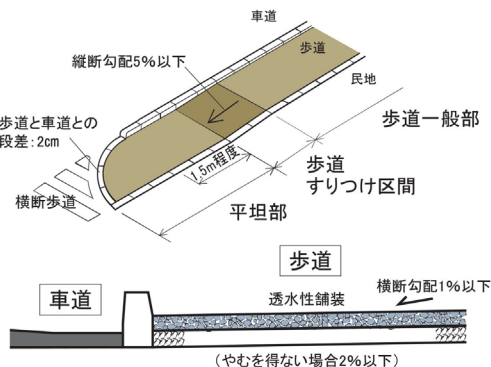
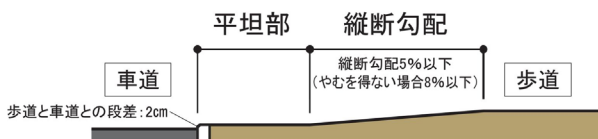
■ 舗装材

- 歩道等の舗装は、平坦で滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとする。
- 歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とする。（透水性舗装等）



■ 歩道構造

- 横断歩道に接続する歩道の段差は2cmとする。
- 横断歩道の接続部においては平坦部を設ける。
- 歩道の縦断勾配を5%以下とする。
- 歩道の横断勾配を1%以下とする。



■ 視覚障害者誘導用ブロック

- 視覚障害者誘導用ブロックの色は、原則的に黄色とする。（周囲の路面に対して容易にブロック部分が識別できるように舗装材の色について配慮する。）
- 交差点、横断歩道、立体横断施設の昇降口、指定施設の出入り口等に面する歩道、バス停、タクシー乗降場、障害物の回避などに設置する。
- 区役所、図書館、市が設置する全市一館施設その他これに準ずる広域的な利用の総合病院等から、最寄りの駅、バス停への経路には視覚障害者誘導用ブロックを連続的に敷設する。



視覚障害者誘導用ブロックの設置例

● 道路特定事業計画の推進にあたって

「道路特定事業」を推進するため、道路管理者として取り組む内容について以下に示します。

- ホームページ等を活用して、バリアフリー化の事業実施状況や取組みについて情報提供を行います。
- 道路の有効幅員を狭める不法占用物件の解消や、通行の妨げとなる放置自転車等を防止するために指導、撤去を行うとともに自転車駐車場の利用を呼びかけます。

全ての人々が安全で快適に移動できる歩行空間ネットワークを形成するためには、交通管理者、鉄道事業者、道路占用企業者、沿道住民等の関係者の協力が必要です。皆様のご協力をお願いします。

<お問い合わせ>

横浜市中区中土木事務所

〒231-0023 横浜市中区山下町246番地

電話:045-641-7681 FAX:045-664-6196

横浜市西区西土木事務所

〒220-0055 横浜市西区浜松町12-6

電話:045-242-1313 FAX:045-241-7582

横浜市道路局道路部施設課

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 市庁舎22階

電話:045-671-2731 FAX:045-651-5443

道路特定事業計画の閲覧は

横浜市道路局施設課のホームページへ

横浜市の道路のバリアフリー事業

検索

(横浜市地形図複製承認番号(令5建都計第9017号)

2024年

発行